

香芝市監査委員告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第98条第2項の規定に基づき、令和7年9月24日付け香議第238号により請求のあった監査を実施しましたので、その結果を別紙のとおり公表します。

令和7年11月27日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 下村 佳史

香芝市議会の請求に基づく監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第98条第2項の規定による香芝市議会の請求に基づく監査

第2 監査の期間

令和7年9月25日から令和7年11月26日まで

第3 監査事項（令和7年9月24日付、香芝市議会より請求のあったもの）

（1）請求内容

本市の令和6年度決算審査において、補正予算で議決された目的と異なる使途により支出が行われたこと。具体的には、入札差金による不用額を、新たな補正予算を提出せず、議会の議決を経ないまま、当初の補正予算において説明された目的とは異なる費用に充当したこと。

（2）請求理由

令和6年度の決算審査により違法又は不当と疑いがもたれる箇所は、令和6年度香芝市一般会計特別会計決算に関する説明書の香芝市一般会計（歳出の部）、款2（総務費）、項1（総務管理費）、目4（財産管理費）、節17（備品購入費）における備考欄（施設用備品）である。同節17における施設用備品の予算の経緯は、令和6年度当初予算で400万円が予算計上され、令和6年9月定例会において、補正予算として3,020万円が計上された。その補正予算における理事者説明では、備品購入品は、事務机（W1600）5台、事務机（W1400）30台、事務机（W1100）175台、ワゴン245台、事務イス250脚、会議テーブル（W1800）1台、会議テーブル（W1200）5台（以下「事務机等」という。）であり、入札に付すとの説明であった。予算可決後に予定通り入札に付された結果、落札額16,387,800円であり、補正予算の目的である事務机等は予定より安価で購入するに至った。また、補正予算額3,020万円に対し、執行額が16,387,800円であることから、入札の差金（補正予算の不用額であり、不用額は「残ったから自由に使えるお金」ではなく、あくまで「その事業に使わなかつたため、支出権が消滅するお金」である。）は13,812,200円と決定した。原則として不用額は、補正予算で減額調整されるか決算において不用額として計上される。しかし、当該決算説明書において、不用額として計上されなければならない額が、

大幅に不足していることが発覚する。決算審査において質したところ、上記不用額から、ブルーラウンジ及びグリーンラウンジの備品を330万円、書棚（ロッカー）550万円、ふるさと納税返礼品棚を12万円、庁舎南側出入口前キッチンカー横のテーブルを24万円、計916万円を不用額から流用し購入した旨を説明する。この説明額を差し引いてもなお不用額の総額とは一致せず、その他の不明な支出が存在することが分かる。

これら流用により購入した備品は、補正予算の目的とは異なるものであり、予算に計上されていない支出を行うことは許されない。たとえ同一節内であっても補正予算に示された目的以外に使用することは「予算の目的外使用」に該当し、予算民主主義の原則に反する違法な支出である。

さらに、令和6年12月議会には、上記の落札結果に基づき 議第66号として物品購入仮契約書が参考資料として議会に配布されている。その内容は、令和6年9月議会の補正予算提案時の説明内容と同一である。不用額を目的外の支出に充てる意向があるのであれば、補正予算案として議会に提出することが原則である。令和6年12月議会では議第66号が付議されていたことから、補正予算を提出する暇がないとは言えない。また、過去の判例においては、議会が否決した事案に対して流用により支出を行った場合、違法であるとの判決が数多くみられる。しかし、今回の香芝市が行った不用額の流用は、補正予算の提出すらされておらず、予算に計上されていない新規事業に充てる支出権は有していない。香芝市が主張する地方自治法第149条第2号の規定では、支出権のない支出ができる権能はない。さらに地方自治法第216条及び地方自治法施行令第150条第1項第3号の規定に照らしても、支出権のない金員を支出できるものと解することなどできず、支出権を得るためにには、地方自治法第218条に基づき補正予算を提出し、議会の議決を得ることが不可欠である。

地方公共団体における財務会計は予算主義であり、不用額を財産の取得や整備のために自由に支出できる決算主義と異なることは明らかである。

また、庁舎4階のラウンジの場所は、香芝市議会の香芝市庁舎等乳幼児等施設利用環境調査特別委員会（令和4年10月11日から令和5年2月7日。以下「特別委員会」という。）で多岐にわたり調査及び審査され、令和4年11月17日から1月18日には特別委員会の県外視察研修まで行い、令和5年2月7日の特別委員会では、授乳室及びキッズスペースの設計計画案が諮られ、全会一致で承認した議会の政策目的をもつ場所である。その政策目的を議会の承認なしに無断で変更することは違法又は不当である。

第4 監査の実施内容

(1) 着眼点

イ 請求内容に係る補正予算執行の合規性及び適正性

(2) 監査の方法

地方自治法第199条第8項の規定に基づき総務部管財課から監査に必要な関係資料の提出を求め調査し、その上で令和6年度の当該事務に係る関係職員から事情聴取等を行うと同時に、香芝市から意見書の提出及び香芝市議会からも補足説明等を得て実施したものである。

第5 事実関係の確認

当該監査に係る事案について経過等を時系列に整理した。

(1) 令和6年9月定例会において議第48号として補正予算案が上程され、(款)2総務費、(項)1総務管理費、(目)4財産管理費、(節)17備品購入費30,200,000円の追加補正を含む当該案が令和6年9月25日に可決された。

なお、総務建設委員会においては、事務机、事務イス等の備品購入に要するための補正との説明を所管職員が行っている。

(2) 上記(1)の議決を受け、令和6年11月12日に一般競争入札が執行され、16,387,800円で落札された。

また、落札された事務用備品については令和6年12月定例会において議第66号「財産の取得について」として上程され、同年12月16日に可決されている。

(3) 上記(2)の入札の結果、補正予算額と入札金額との差額である13,812,200円のいわゆる不用額が発生し、その不用額に伴う支出は次のとおりであり、そのすべてが(款)2総務費、(項)1総務管理費、(目)4財産管理費、(節)17備品購入費の支出科目により購入されている。

なお、当初予算として計上されていた備品購入費が4,500,000円であり、その不用額に相当する金額が最終的に補正予算の不用額と混合されている。

また、下記の購入金額の合計は、13,534,931円である。

イ 令和6年12月18日支出負担行為

会議室棟防犯カメラ 297,000円

ロ 令和6年12月19日支出負担行為(同年12月25日契約)

香芝市休憩スペース用備品調達 482,245円

ハ 令和7年1月24日支出負担行為(同年1月27日契約)

庁舎懸垂幕昇降装置 799,700円

- ニ 令和7年1月29日支出負担行為（同年2月6日契約）
　　香芝市庁舎ガラス間仕切り調達 2, 693, 900円
- ホ 令和7年1月29日支出負担行為（同年2月6日契約）
　　香芝市庁舎書庫調達 5, 498, 900円
- ヘ 令和7年2月7日支出負担行為（同年2月14日契約）
　　香芝市庁舎（管財課）備品調達 449, 240円
- ト 令和7年2月7日支出負担行為（同年2月14日契約）
　　香芝市収集センター（廃棄物対策課）備品調達 430, 650円
- チ 令和7年2月7日支出負担行為（同年2月14日契約）
　　香芝市保健センター（健康衛生課）備品調達 352, 330円
- リ 令和7年2月7日支出負担行為（同年2月14日契約）
　　香芝市ふたかみ文化センター（生涯学習課）備品調達 570, 680円
- ヌ 令和7年2月10日支出負担行為
　　会計課複合機ファックスユニット購入 72, 380円
- ル 令和7年3月5日支出負担行為（同年3月10日契約）
　　香芝市役所庁舎1・4階休憩室用備品 563, 965円
- ヲ 令和7年3月14日支出負担行為
　　ふるさと納税返礼品展示用棚購入 123, 637円
- ワ 令和7年3月14日支出負担行為
　　ガーデンテーブルセット購入 242, 654円
- カ 令和7年3月14日支出負担行為
　　ふるさと納税返礼品展示用ケース購入 174, 801円
- ヨ 令和7年3月18日支出負担行為（同年3月21日契約）
　　庁舎2・3階防犯カメラ購入 598, 400円
- タ 令和7年3月18日支出負担行為
　　次課長級事務机等購入 98, 791円
- レ 令和7年3月21日支出負担行為
　　課長級用ロッカー購入 85, 658円
- (4) 令和6年度香芝市一般会計決算に関する説明書において（款）2総務費、（項）1総務管理費、（目）4財産管理費、（節）17備品購入費のうち33, 446, 262円が支出され、不用額は1, 130, 738円となっている。

第6 監査の結果

(1) 監査委員の判断

地方自治法第149条第2号においては市長の執行権限として予算を調製し、

及びこれを執行することと規定されている。この規定を見るに補正予算であっても議会の議決を得た予算にあっては当然に市長の執行権限内となる。

今般、「補正予算で議決された目的と異なる使途により支出が行われたこと」について監査請求が行われているが、令和6年9月定例会に上程され可決された補正予算案の（款）2総務費、（項）1総務管理費、（目）4財産管理費、（節）17備品購入費の30,200,000円のうち16,387,800円が執行され、その後も上記第4（3）イからレまでの物品が他の科目に流用等されることなく

（款）2総務費、（項）1総務管理費、（目）4財産管理費、（節）17備品購入費により購入されていることを鑑みると「目的とは異なる使途」とは考えられず、適法の範囲内での執行であり、財務会計上の合規性は満たされているものと思料される。

しかしながら、予算の執行上は違法又は不当とは言えずとも、行政の運営上懸念すべき事項については、次のとおり意見を述べるものとする。

（2）監査委員の意見

本件請求についての判断は前記のとおりであるが、入札により生じた差金等、行政の尽力による不用額が発生したのであれば、そのまま不用額として補正するのではなく、何らかの形で当該年度の予算として市民のために執行するのは市長としての責務であると考えるが、当初予算編成時に予定のなかつた事業の実施に補正予算における不用額を用いる行為については、財務会計上の違法はないものとしても、今回執行した金額の多寡を鑑みた中においては、議会に対する説明責任は果たすべきであったと考えるものである。

とりわけ、市役所庁舎4階のグリーンラウンジへの使用形態の変更に用いた備品購入における説明責任については、そもそも当該スペースが令和5年9月の香芝市庁舎等乳幼児等施設利用環境調査特別委員会の設置による議論の結果、授乳室及びキッズスペースとして整備されたものであることを鑑みるべきであったと思料される。

従って、合規性は満たしているといえども、合規性を堅持するのは自治体としては至極当然のことであり、そこからさらに上質な行政運営を図るためにには、様々な機関との協議等を重ねた上で多角的な施策を展開することが重要であると考える。

そのため、市長と同じく市民の代表である議会への説明を欠いたまま不用額を支出する行為は、たとえ市民サービスの向上を目的としていたとしても、説明責任を果たすことなく執行された場合、二元代表制の意義を損ないかねない。前記監査委員の判断のとおり、違法性が認められるものではないが、市民の意思を反映する議会との協調と説明責任を軽んじることは、健全な行政運営とはいえない。

今後は議会の意義を十分に斟酌し、適時において丁寧な説明を行い、行政の信赖性向上に資するよう強く望むものである。